

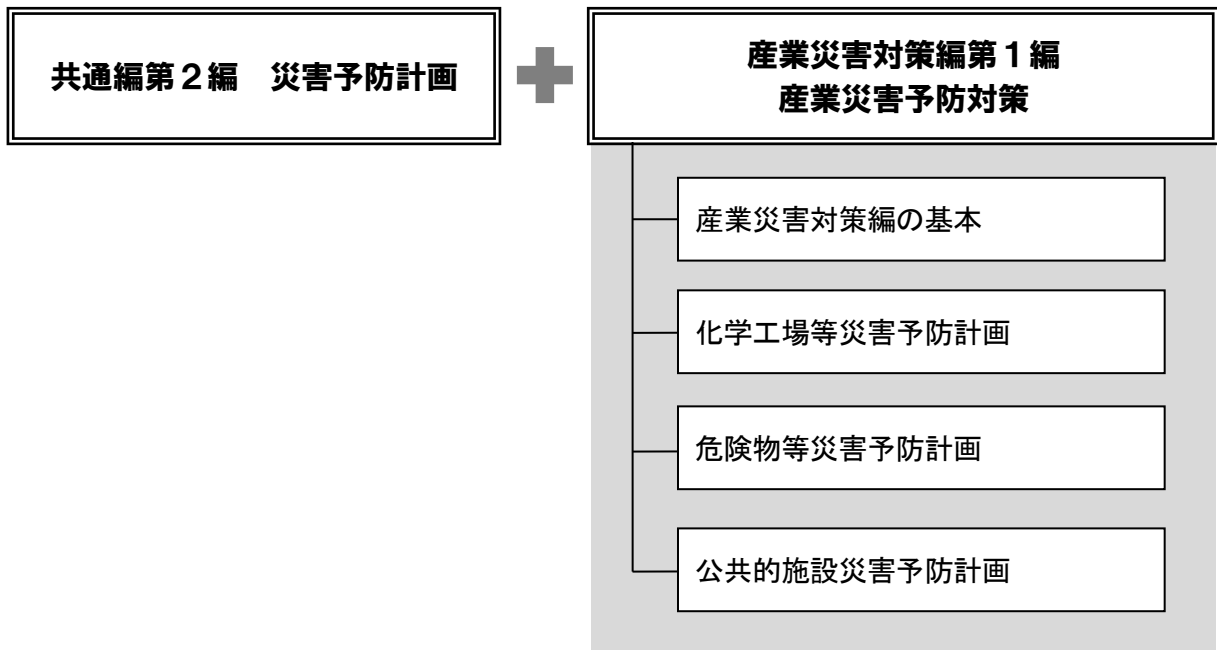
産業災害対策編

第1編 産業災害予防対策

第1章 産業災害対策編の基本

市防災計画「産業災害対策編」は、産業災害への対策に特化した計画書であり、産業災害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき予防対策は、市防災計画「共通編 第2編 災害予防対策計画」によることを基本とし、そのほかに、産業災害に特有の事項として本編 次章以降の記載事項を組み合わせることにより、災害の特性を踏まえた効果的な災害対応を目指すものである。



第2章 化学工場等災害予防計画

第1節 化学工場等保安対策の基本

主な担当関係部署：消防本部

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等の各種災害の未然防止について、関係企業においては企業経営の全ての分野にわたって安全第一主義を徹底させるため、次に掲げる事項を基本方針とした予防対策を実施する。

現状と課題

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等各種産業災害について各防災関係機関がとるべき災害予防対策として、保安対策、施設・設備の保全及び安全対策を基本方針とし、全ての分野にわたって安全第一主義を徹底させる予防対策等の取組を実施してきている。

基本方針

- 化学工場等における保安対策の徹底
- 関係企業において企業経営の全ての分野にわたって安全第一主義を徹底する。

具体的な取組と達成目標

第1項 保安管理体制の強化

保安管理部門は、製造部門並びに保全部門に対する指導、助言及び勧告が適切に行えるよう組織上の権限を強化する。また、保安管理部門には、専門知識を有する人材を配置する。

市及び防災関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会・研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、化学工場等における保安体制の強化を図る。

【達成目標】

- 安全第一主義を徹底させる保安体制を整備する。

第2項 設備管理体制の強化

設備管理が円滑に推進できるよう保全部門を強化し、設備保全に関する基準の明確化と機器の老朽化の防止を図る。

【達成目標】

- 設備管理体制の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第3項 運転管理体制の強化

以下の事項に留意し、運転管理体制の強化を図る。

- ◆ 現場責任者の資質の充実を図る。
- ◆ 各直の責任者を決定し、定常作業時や、緊急作業時に適切な措置がとれるようにする。
- ◆ シャットダウン時やスタートアップ時には、責任者が現場において指揮を行う。
- ◆ 新技術による新規設備については、通常運転が定着するまでの間は技術開発部門からの応援を行う。
- ◆ 誤操作や必要作業の懈怠防止等のため、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等を励行する。

【達成目標】

○運転管理体制の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第4項 保安教育・訓練の強化

幹部及び従業員のきめ細かな保安教育・訓練計画を立て、定期的かつ効果的に教育及び訓練を実施するとともに、大規模事故を想定した関係機関との訓練を実施する。また、その結果を常にフォローして的確な効果測定を行う。

【達成目標】

○保安教育・訓練等の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第5項 各種基準類の検討

各種基準類は定期的に見直し、特に異常時における措置については適切な判断が行えるようにする。各種基準類については、関係従業員に周知徹底を図る。

【達成目標】

○安全化対策に関する各種基準の適性を定期的に見直し、更新する。

第6項 施設の安全性の確保

地方公共団体及び事業者は、化学工場等において災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到着できるように複数の進入経路の確保に努める。

市は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努める。

国、地方公共団体及び事業者は、化学工場等において災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い化学工場等の安全性の向上に努める。

【達成目標】

○施設設備の安全化を推進するとともに、災害時の侵入経路の整備を進める。

第7項 各種データの整備保全

国、地方公共団体及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造

図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

【達成目標】

○施設の平面図、配線図、配管図等の各種資料を整備し、効率よく利用できるようデータ化やシステム化等の整備を行う。

第2節 企業内自主防災組織の確立

主な担当関係部署：消防本部

関係企業は、災害の予防及び応急対策を推進するため、あらかじめ企業内部において自主的に防災組織を編成し、常にその整備強化に努める。

現状と課題

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等各種産業災害について各防災関係機関がとるべき災害予防対策について、これまで市としては、企業内における自主防災組織の活動強化に向けた取組を実施してきている。

基本方針

- 企業内部における自主的な防災組織の編成、確立及びその整備強化に努める。
- 企業間相互連携体制の整備強化を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 企業内防災組織の編成

災害発生時に備え、災害対応を行う組織を編成する。主な活動事項は以下のとおり。

- ◆ 災害時における統轄・指揮に関する事項
- ◆ 災害情報の収集に関する事項
- ◆ 災害対策要員の非常招集に関する事項
- ◆ 消火作業等応急措置に関する事項
- ◆ 消防機関、防災関係機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関する事項
- ◆ 一般作業員の避難誘導に関する事項
- ◆ 災害現場周辺の警戒・警備に関する事項
- ◆ 負傷者の応急救護・収容に関する事項
- ◆ 応急資材の調達支給に関する事項
- ◆ 報道関係者、来訪者等の応接に関する事項

【達成目標】

- 自主防災組織の確立に向けて、平常時の活動も合わせて効果的に防災対策を進めることのできる防災組織の編成を実施する。

第2項 企業相互間の連携体制の強化

関係企業は、平常時における予防対策の推進並びに災害時における連絡体制の強化及び相互応援協力体制の確立のため、連絡協議会等を設置して、企業間相互連携体制の整備強化を図る。

なお、平常時及び災害時の連携体制についての詳細は、資料編のとおりとする。

資料編 [災害対策]

● 10-1-1 平常時及び災害時の連携体制（企業内災害）

【達成目標】

○自主防災組織の確立に向けて、組織の編成、企業相互間の平常時及び災害時の連携、応援体制の強化等、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第3節 施設・設備の保全及び安全対策

主な担当関係部署：消防本部

関係企業は、化学工場等における危険物施設等の安全性を確保するため、関係法令に定めるもののほか次の事項に留意して、それぞれ必要な保安措置を講じる。

現状と課題

関係企業は、製造工程全般にわたり、施設・設備の保全及び安全対策に努め、災害に対する予防対策等の取組を実施してきている。

基本方針

- 関係企業は、化学工場等における危険物施設等の安全性を確保するための必要な保安措置を講じる。
- 市内の関係企業に対し化学工場等における危険物施設等の安全性を確保するよう指導する。

具体的な取組と達成目標

第1項 運転管理及び設備管理

関係企業は、危険物施設等の安全性を確保するため、日頃から適宜、以下の取組を進める。

- ◆ 日常点検、パトロールの充実及び異常の早期発見
- ◆ 修理・清掃等の作業時における保安確保
- ◆ 各設備やその使用部品ごとに正確な記録（設置、点検、修理、取替え等）の整備及び資材の購入と保管の方法を規定により明確化
- ◆ 誤操作防止措置
- ◆ 緊急遮断弁等の設置
- ◆ ガス漏れ検知警報器の設置
- ◆ 散水装置、消火設備等の設置
- ◆ ユーティリティ（有益な）設備の整備
- ◆ 毒性ガス除害設備の充実
- ◆ 工場内及び外部との連絡設備の充実

【達成目標】

- 各施設の運転管理、設備管理体制の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第2項 各施設、設備の安全確保対策

次の施設及び設備については、強度を確保するとともに柔軟な構造にするなど、施設及び設備に応じた安全措置を行う。

| | |
|-------------------|--|
| 塔槽類 | |
| 加熱炉 | |
| 貯蔵設備 | |
| 建屋 | |
| 架台 | |
| 導配管 | 地下配管 地上配管 配管材料 配管等の接続部 配管の防護設備 保安標識の設置 |
| 回転機械類 | ポンプ コンプレッサー等 |
| 計装等プラント 緊急停止装置 | 保安動力の確保 計装用動力の確保 プロセス用水の確保 消火栓用水配管とプロセス用水の分離 バルブ類の作動設定 |
| 放出物 | |

【達成目標】

○各施設設備の安全確保対策の強化に向けた取組を実施する。

第3章 危険物等災害予防計画

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署、県（消防保安課）

石油類、火薬、ガス、放射性物質等の危険物を取り扱う施設について、安全確保に向けた取組を進める。

現状と課題

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発生する施設、責任者、連絡窓口及び企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備し、市防災計画に掲げている。市内の危険物施設等の現況は、資料編のとおりとする。

資料編 [危険物の取扱い]

- 10-2-1 危険物貯蔵タンクの所在状況（容量 100 キロリットル以上）
- 10-2-2 給油取扱所所在状況
- 10-2-3 ガス事業者
- 10-2-4 放射性物質の所在状況
- 10-2-5 火薬類販売業者

基本方針

○危険物等関係施設の安全性の確保に努める。

具体的な取組と達成目標

危険物施設等の保安対策の強化に向け、関係機関等と連携し、以下の取組を進める。

| | |
|--------------|---|
| 市 | ◆ 建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努める。 |
| 国、地方公共団体関係機関 | ◆ 事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の向上を図る。 |
| 地方公共団体事業者 | ◆ 危険物等災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到達することができるように複数の進入経路の確保に努める。 |
| 国地方公共団体事業者 | ◆ 危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物関係施設の安全性の向上に努める。 ◆ 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておく。 ◆ 資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 |

【達成目標】

○県、事業者等と連携し、危険物施設の安全化対策の取組を推進する。

第2節 石油類等の災害予防対策

(消防法、労働安全衛生法)

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：県（消防保安課）、山口労働基準局

石油類を取り扱う施設の安全確保、災害発生防止に向けた取組を進める。

現状と課題

石油類等の貯蔵施設や取扱いについて、事業者に対して適宜安全化対策の指導を行っているところである。今後も引き続き周知徹底を図る必要がある。

基本方針

○石油等に関する災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。その主なものは次表のとおりである。

(消防法別表第一、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号))

| 種別 | 性質 | 主な品名等 |
|-----|----------------|--|
| 第一類 | 酸化性固体 | 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物等 |
| 第二類 | 可燃性固体 | 硫化りん、赤りん、硫黄等 |
| 第三類 | 自然発火性物質及び禁水性物質 | カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム等 |
| 第四類 | 引火性液体 | 特殊引火物(ジエチルエーテル、二硫化炭素等) 第一石油類(アセトン、ガソリン等) アルコール類(メチルアルコール、エチルアルコール等) 第二石油類(灯油、軽油等) 第三石油類(重油、クレオソート油等) 第四石油類(ギヤー油、シリンダー油等) 動植物油類(アマニ油、ナタネ油等) |
| 第五類 | 自己反応性物質 | 有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等 |
| 第六類 | 酸化性液体 | 過塩素酸、過酸化水素、硝酸等 |

第1項 危険物施設の災害予防対策

(消防法第10条、労働安全衛生規則第2編第4章)

製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう次の措置を行う。

| | |
|--------------|---|
| 実施責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長 ◆ 労働局長、労働基準監督署長 (消防法第11条、労働安全衛生法第88条、91条) |
| 危険物規制の技術上の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備の基準を示す。 (危険物の規制に関する政令、労働安全衛生規則) |
| 指導対策 | <p><立入検査></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長は、危険物施設が技術上の基準に適合するよう規制し、また、必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。 <p><自主査察></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険物施設の所有者、管理者等は、危険物取扱者に命じて、危険物施設が技術上の基準に適合しているか否かを自主的に査察し、必要に応じ施設の整備改善に努める。 |

【達成目標】

○石油類等の災害予防の強化に向けて、製造所、貯蔵所、取扱所等の施設の構造及び設備の安全化対策を充実させる。

第2項 危険物の取扱いに関する災害予防対策

(消防法第10条、労働安全衛生法第20条、91条)

指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

| | |
|-------|---|
| 実施責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長 ◆ 労働局長、労働基準監督署長 |
| 指導対策 | <p><立入検査></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。 <p><安全教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険物施設の所有者、管理者等は、(一社)山口県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。 <p><運搬対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について「危険物の規制に関する政令」第28～30条で定める技術上の基準に従って行う。 |

【達成目標】

○石油類等の災害予防の強化に向けて、消防法の規定を順守した取扱いを周知徹底し、安全化対策を実施する。

第3節 火薬類の災害予防対策

(火薬類取締法(以下本節において「法」という。)、労働安全衛生法)

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：県(産業政策課)

火薬類を取り扱う施設の安全確保に向けた取組を進める。

現状と課題

火薬類等の貯蔵施設や取扱いについて、事業者に対して安全化の適宜指導を行っているところである。今後も引き続き、事業者へ向けた周知徹底を図る必要がある。

基本方針

○火薬類の災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

火薬類の範囲(法第2条)は以下のとおり。

| | |
|-----|--|
| 火薬 | ◆ 黒色火薬、無煙火薬、その他 |
| 爆薬 | ◆ 雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬、その他 |
| 火工品 | ◆ 工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、導火線、信号焰管、信号火せん、煙火、その他 |

第1項 災害予防対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止する。

| | |
|----------------|--|
| 実施責任者 | ◆ 経済産業大臣(中国四国産業保安監督部) ◆ 知事・市長(消防機関) ※詳細については資料編のとおりとする。 ◆ 労働局 (法施行令(昭和25年政令第323号)) |
| 製造及び販売営業の許可の基準 | ◆ 法第7条、同法施行規則第4条、4条の2、10条 |
| 指導対策 | ◆ 危害予防規程の設定(法第28条、同法施行規則第6条) ◆ 保安教育計画の策定(法第29条、同法施行規則第67条の2～67条の7) ◆ 保安責任者の措置(法第30条、32条、同法施行規則第70条の2～70条の6) ◆ 保安検査の実施(法第35条、同法施行規則第44条の2) ◆ 立入検査等の実施(法第43条、労働安全衛生法第91条) ◆ 緊急措置等の実施(法第45条) ◆ 自主検査の実施(法第35条の2、同法施行規則第67条の8～67条の11) |

資料編 [危険物の取扱い]

- 10-2-6 火薬類取扱い規制実施責任者(知事・市長)

【達成目標】

○火薬類の災害予防の強化に向けて、安全第一とした取扱いを行うよう立入検査の予防対策を実施する。

第4節 高圧ガス等の災害予防対策

(高圧ガス保安法(以下本節において「法」という。)、
労働安全衛生規則、ボイラ及び圧力容器安全規則)

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：県(消防保安課)

高圧ガス等を取り扱う施設の安全確保に向けた取組を進める。

現状と課題

高圧ガス等の貯蔵施設や取扱いについて、事業者に対して安全確保のための指導を行っているところである。高圧ガスの製造所の施設の現況は、資料編のとおりとする。

資料編 [危険物の取扱い]

- 10-2-7 高圧ガス製造所一覧

基本方針

○高圧ガス等の災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

高圧ガスの範囲(法第2条、同法施行令第1条)は以下のとおり。

- ◆ ゲージ圧力が常用の温度で1MPa以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が1MPa以上であるもの、又は温度35℃において圧力が1MPa以上となる圧縮ガス(圧縮アセチレンガスを除く)
- ◆ 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの、又は温度15℃において圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガス。
- ◆ 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの、又は圧力が0.2MPaとなる場合の温度が35℃以下である液化ガス
- ◆ 上記に掲げるものを除くほか、温度35℃において圧力0Paを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化工チレン

第1項 高圧ガス等の災害予防対策

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い及び消費並びにボイラ、圧力容器の製造及び取扱いを規制するとともに、山口県高圧ガス保安協会、日本ボイラ協会等による高圧ガスの保安、ボイラ、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガス等による災害を防止する。

高圧ガスの災害予防対策の主な内容は以下のとおり。

| | |
|-------|---|
| 実施責任者 | ◆ 経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長） ◆ 知事 ◆ 労働局長 ◆ 労働基準監督署長 |
| 許可の基準 | ◆ 法第8条、16条 |
| 指導対策 | ◆ 危害予防規程の制定(法第26条) ◆ 保安教育計画の作成及び保安教育の実施(法第27条) ◆ 保安統括者等の選任及び届出(法第27条の2) ◆ 保安検査の実施(法第35条、労働安全衛生法第38条) ◆ 定期自主検査の実施(法第35条の2) ◆ 製造所等が行う危険時の措置及び届出(法第36条) ◆ 緊急措置の実施(法第39条) ◆ 立入検査の実施(法第62条) |
| その他 | ◆ 高圧ガスの移動中における災害防止対策 |

【達成目標】

○高圧ガス等の災害予防の強化に向けて、立入検査等の実施により、安全確保対策を実施する。

第5節 放射性物質の災害予防対策

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下本節において「法」という。)、
電離放射線障害防止規則)

主な担当関係部署：消防本部

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止するものである。また、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するものである。

現状と課題

危険物施設等の安全確保に向けて、市は、放射性物質に関する知識の啓発普及等安全第一主義を徹底させる予防対策等の取組を実施してきているところである。

放射性物質の所在状況の詳細は、資料編のとおりとする。

資料編 [危険物の取扱い]

- 10-2-4 放射性物質の所在状況

基本方針

○放射性物質の災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 放射性同位元素の届出

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、電離放射線障害防止規則)

放射性同位元素等については、法に基づく届出を行い、取扱いに制限を設けて管理を行っている。届出の概要は以下のとおり。

| | |
|--------------------------|---|
| 放射線障害予防規程の設定 (同法第21条) | ◆ 届け出-販売業者等は、予防規定を作成し、原子力規制委員会に届出を要する。 |
| | ◆ 規定の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・取扱従事者に関する職務及び組織 ・装置の使用 ・汚染された物の詰替え、保管及び運搬廃棄 ・放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存 ・従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練 ・障害を発見するために必要な措置 ・障害を受けた者等に対する保健上必要な措置 ・使用、保管、その他の事項に関する記帳及び保存 ・危険時の措置 ・その他放射線障害の防止に関し必要な事項 |
| | ◆ 規定の変更-原子力規制委員会は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規定の変更を命ずることができる。 |
| 取扱いの制限 (同法第31条) | ◆ 18歳未満の者又は精神障害者に放射性物質若しくはこれによって汚染された物の取扱いをさせてはならない。 |

| | |
|---|--|
| 危険時の措置 (同法第33条、 消防法第24条、 同規則第5条) | ◆ 実施責任者 使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者 |
| | ◆ 応急措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生及び延焼のおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は市長の指定した場所に通報する。 ・放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう警告する。 ・放射線障害を受けた者等に対する救出、避難等の緊急措置をとる。 ・汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。 ・安全な場所に移す余裕がある場合には移転する。 ・その他必要な防止措置を講じる。 ・事故が発生した場合には線量等を記録する。 |
| 健康診断 (同規則第8章) | |
| 計画の届出 (同規則第61条) | |
| 被ばく線量の測定 (放射性同位元素 (同法第20条)) | |

【達成目標】

○放射性物質の届出に関する状況把握を随時行い、計画等へ反映していく。

第2項 通報体制の整備

市は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。

【達成目標】

○放射性物質の災害対応の強化として、連絡体制の強化を図る。

第6節 大気汚染物質による災害予防対策

主な担当関係部署：環境政策課、消防本部

災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、施設等の安全加対策を推進し、大気の汚染状況の監視体制及び円滑な情報連絡体制を整備する。

現状と課題

大気汚染防止法に定める大気汚染物質の種類及び取扱工場については、資料編のとおりとする。

資料編 [危険物の取扱い]

- 10-2-8 有害物質を取扱う施設を有する工場一覧
- 10-2-9 毒物劇物製造所一覧

基本方針

○大気汚染物質の拡散による災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 大気汚染物質の種類把握

市は、大気汚染防止法に定められる以下の有害物質について、漏出等の把握に努める。

■大気汚染物質の種類

| | | | |
|--------------------------|---|--|---|
| ばい煙の種類 (大気汚染防止法第2条) | (1) いおう酸化物 (2) ばいじん (3) カドミウム及びその化合物 (4) 塩素及び塩化水素 (5) 弗素、弗化水素及び弗化珪素 (6) 鉛及びその化合物 (7) 窒素酸化物 | | |
| 特定物質の種類 (大気汚染防止法第17条) | (1) アンモニア (2) 弗化水素 (3) シアン化水素 (4) 一酸化炭素 (5) ホルムアルデヒド (6) メタノール (7) 硫化水素 (8) 燐化水素 (9) 塩化水素 (10) 二酸化窒素 | (11) アクロレイン (12) 二酸化硫黄 (13) 塩素 (14) 二硫化炭素 (15) ベンゼン (16) ピリジン (17) フェノール (18) 硫酸 (三酸化硫黄を含む) (19) 弗化珪素 (20) ホスゲン | (21) 二酸化セレン (22) クロルスルホン酸 (23) 黄燐 (24) 三塩化燐 (25) 臭素 (26) ニッケルカルボニル (27) 五塩化燐 (28) メルカプタン |

第2項 大気汚染物質の監視及び漏出防止の指導

県は、ばい煙の排出基準の遵守状況の監視指導を行うとともに、特定物質についても、事故時等により人体に重大な危害を及ぼすことがないように予防措置を実施する。

また、環境大気汚染の主要物質であるいおう酸化物等について自動測定器による常時監視を実施する。

県による大気防止汚染のための主な措置を以下に示す。

| | |
|----------------|--|
| 立入検査 | ◆ 知事は必要に応じ工場又は事業場に設置されるばい煙発生施設及び特定物質発生施設等の立入検査を実施する。 |
| 常時監視 | ◆ 知事は、いおう酸化物自動測定器等により大気汚染状況を常時監視する。 |
| 緊急時の措置 | ◆ 知事は、大気汚染が悪化したことを認めた場合は、企業に対して排出量の減少措置について協力を求め、勧告を行い、又は命令する。 |
| 特定物質に関する事故等の措置 | ◆ 知事は、事故等により特定物質が多量に排出され、周辺住民の健康被害のおそれのあるときは、企業に対し、その事故の拡大又は再発防止のため必要な措置をとるべきことを命ずる。 |

■協力要請又は勧告対象工場

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------|--------------|
| 防府エネルギーサービス（株） | 防府市鐘紡町3-1 |
| 協和発酵バイオ（株）山口事業所 | 防府市協和町1-1 |
| マツダ（株）防府工場 | 防府市大字西浦888-1 |

【達成目標】

○大気汚染物質による災害予防の強化に向けて、有害物質の漏出を迅速に把握する情報体制の整備を行う。

第7節 毒物劇物の災害予防対策

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：県（薬務課）

毒物又は劇物等の炎上、流出、爆発、漏えい等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物等の製造、貯蔵、取扱い等を行う施設（毒物劇物製造業者、同販売業者、同業務上取扱者）に対して、重点的に事故防止の指導を行う。

現状と課題

毒物（毒物及び劇物取締法別表第1に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第1条により指定された物）及び劇物（毒物及び劇物取締法別表第2に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第2条により指定された物）の製造所等の現況は、資料編のとおりとする。

資料編 [危険物の所在]

- 10-2-9 毒物劇物製造所一覧

基本方針

○毒物劇物取扱施設の災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 毒物劇物取扱施設の災害予防対策

（毒物及び劇物取締法第11条）

県は、製造所、取扱所等の施設の構造及び設備について飛散、流出等の事故がないよう次の措置を行う。

| 実施責任者 | 知事 |
|------------|--|
| 毒物劇物製造所の設備 | （毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4） 製造場所の構造、貯蔵設備、運搬用具が基準に適合するよう規制する。 |
| 指導対策 | 立入検査（毒物及び劇物取締法第18条） 自主点検 |

【達成目標】

○毒物の災害予防の強化に向けて、毒物劇物製造所に対し、適宜立入検査等を実施し、施設設備の安全化対策を推進する。

第2項 毒物劇物の災害予防対策

(毒物及び劇物取締法第16条第1項)

毒物劇物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策が異なるので、毒物及び劇物取締法の規定により予防対策を推進する。

| 実施責任者 | 知事 |
|-------|--|
| 指導対策 | <ul style="list-style-type: none">◆ 立入検査 (毒物及び劇物取締法第18条)◆ 自主点検◆ 貯蔵対策◆ 運搬対策◆ 廃棄対策 |

【達成目標】

○劇物の災害予防の強化に向けて、毒物・劇物の法規制を順守した安全な取扱いを行うよう、指導を行う。

第8節 労働災害防止対策

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：労働基準局

化学工場等における爆発、火災、中毒の災害防止対策について、次の事項を具体的に検討、協議する。

現状と課題

危険物施設等の安全確保に向けては、市は、施設内の従業員の労働環境についての安全化に向けた取組を実施してきているところである。今後も引き続き、労働基準局の進める安全管理に向けた監督指導にそって、事業所の労働環境の安全化の推進を図る必要がある。

基本方針

○労働災害防止対策に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 安全衛生基準の整備及び改善

労働基準局は、労働安全衛生法に基づき、安全衛生基準の整備及び改善に努める。

| 実施責任者 | 労働基準局 |
|---------------|---|
| 共有設備等の安全衛生の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 共有施設、共有ユーティリティー等の共有設備及び事業場間原料受給設備の設置基準並びに運転基準の確立 ◆ 共有設備等の保守点検制度の確立 |
| 事業場の安全衛生の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険場所の指定等 ◆ 運転操作基準及び点検基準の設定 ◆ 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立 |

第2項 関係施設設備の安全確保対策

労働基準局は、危険物施設等における労働災害を防止するため、設備等の取扱いにおける安全確保についての監督指導を行うとともに、酸素欠乏症等防止規則等による管理の指導により、災害防止を図る。主な対策を以下に示す。

| | |
|-------------------------|---|
| 事業場相互間の連絡調整 | |
| 排気、排液の処理 | |
| 構内下請事業場等に対する安全衛生管理の改善指導 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 構内下請事業場が行う補修作業、運搬作業等の総合安全衛生管理体制の確立 ◆ 危険場所に接近して行われる設備増設工事における総合安全衛生管理体制の確立 ◆ 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立 ◆ 安全衛生教育（消防及び救護の訓練を含む。）の計画の策定 |
| 緊急時における措置（夜間時を含む。） | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険有害性のガス、液体等の漏えい又は流出時（共有設備からの漏えい又は流出時を含む。）の措置基準の確立 ◆ 出火時等の措置基準の確立 |
| 災害事例の分析及び検討 | |

【達成目標】

○労働災害防止の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第4章 公共的施設災害予防計画

第1節 ガス工作物・ガス用品の災害予防対策

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：山口合同ガス(株)防府支店

災害によるガス工作物及びガス用品の被害を防止し、又は軽減し、二次災害を防止するため、「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき整備を図るとともに、器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

現状と課題

ガス工作物、ガス用品や取扱いについて、事業者に対して適宜指導を行っているところである。今後も引き続き、災害発生時のガス事故の防止に向けた安全指導や防災教育を推進する必要がある。

基本方針

○ガス工作物、ガス用品の災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 ガス工作物の災害予防対策

ガス工作物の安全化に向け、経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長は、ガス事業者に対し、以下のような立入検査等による安全化の強化を指導する。ガス事業者は、自主保安体制を確立する。
(ガス事業法(以下本章において「法」という。))

| | |
|------------------------------|--|
| 経済産業局長又は 中国四国産業保安 監督部長 | (法第20条、21条、32条、57条、61条、68条、82条、84条、94条、96条、101条、172条、176条) ◆ ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前審査、使用前検査及び随時の立入検査を行う。 ◆ 定期検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するように命令を発する等により保安の確保を図る。 ◆ 業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。 ◆ ガス小売事業者登録については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。 |
| ガス事業者 | (法第21条、24条、25条、30条、33条、34条、61条、64条、65条、66条、69条、71条、96条、97条、98条、99条、102条、104条) ◆ ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。 |

【達成目標】

○ガス工作物の安全確保に向けて、適切な保安体制の整備を促し、立入検査等により定期的な指導を行っていく。

第2項 ガス用品の災害予防対策

ガス用品の安全化に向け、経済産業大臣（又は経済産業局長）は、ガス用品製造事業者やガス用品輸入事業者に対し、以下のような立入検査等による安全化の強化を指導する。

ガス事業者は、自主保安体制を確立する。

（ガス事業法）

| | |
|--------------------------|--|
| 経済産業大臣 （又は経済産業局長） | （法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条） ◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する届出、立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。 |
| ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者 | （法第145条、146条） ◆ ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務・適合性検査を定めることにより、事故発生を防止する。 |

【達成目標】

○ガス用品の災害予防の強化に向けて、ガス用品製造事業者や輸入事業者への立入検査等を強化する。

第3項 ガス事故等の防止対策

ガス事故発生の防止に向け、経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長は、ガス事業者に対し、老朽化施設の補修・取替作業の促進や作業員への防災教育の徹底等、安全化の強化を指導する。

ガス事業者は、自主保安体制を確立する。

（ガス事業法）

| | |
|--------------------------|---|
| 経済産業局長又は 中国四国産業保安監督部長 | （法第171条） ◆ ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。 |
| ガス事業者 | ガス事業者は、次によりガス事故の未然防止に努める。 ◆ 巡回点検 ◆ 老朽管の取替え ◆ 漏えい検査 ◆ 下請事業者の工事監督 ◆ ビル及び地下工事の際の事故防止 ◆ 一般消費者への周知と調査 ◆ 社員教育の徹底 |

資料編 [危険物の所在]

- 10-2-3 ガス事業者

【達成目標】

○ガス事故災害の防止に向けて、設備管理や社員教育等の予防対策を実施し、安全第一主義を徹底させる。

第4項 ガス事故時の活動体制の整備

ガス事故発生時は、事故の状況に応じ、迅速な判断で適切な措置を講じることが求められる。このため、あらかじめ常に適切な行動がとれるよう体制を整備しておくとともに、訓練により防災力の強化に努めておく必要がある。

ガス供給業者と市（消防本部）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い、相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておく。

- ◆ 連絡通報体制
- ◆ 出動体制
- ◆ 現場における連携体制
- ◆ 任務分担
- ◆ 事後の措置
- ◆ 共同訓練等の実施
- ◆ その他必要な事項

ガス事業者は、緊急事故に備え、あらかじめ出動体制、連絡体制等を確立しておく。

なお、出動体制は、常に要員、車両、資材を確保し直ちに出勤し、適切な処置がとれるよう体制を整えておく。

第2節 電気工作物・電気用品の災害予防対策

主な担当関係部署：消防本部

災害による電気工作物及び電気用品の被害を防止し、又は軽減し、二次災害を防止するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

現状と課題

電気工作物及び電気用品の災害予防対策について、事業者に対し適宜指導を行っているところである。今後も引き続き、災害発生予防のための取組を進めるとともに、災害発生時の被害軽減のため、復旧作業等の迅速化を図るための取組を進めていく必要がある。

基本方針

○電気工作物及び電気用品の災害予防対策に努める。

具体的な取組と達成目標

過去における災害の実情、地域的条件等を勘案し、災害時における迅速かつ適切な措置を行うよう研究・検討を加え、次の施策を漸次整備する。

- ◆ 防災上必要な教育
- ◆ 防災上必要な訓練
- ◆ 電気工作物の災害予防
- ◆ 災害備蓄制度の運用
- ◆ 漏電等による災害の防止

第1項 電気工作物の災害予防対策

電気工作物の安全確保に向けた措置事項を以下に示す。

(電気事業法)

| | |
|--------------------------------|---|
| 経済産業大臣 (又は中国四国産業 保安監督部長) | (電気事業法第40条、47条、48条、49条、51条の2、54条、55条、56条、67条、71条及び107条) ◆ 電気に起因する災害及び障害を防止するため、主要電気工作物について工事計画の事前審査、使用前検査又は使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほかボイラー、タービン等については定期検査又は定期安全管理審査を併せて行い、電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。 |
| 事業用電気工作物 設置者 | (電気事業法第39条、42条及び43条) ◆ 事業用電気工作物設置者は、電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持するとともに、主任技術者の選任及び保安規程の作成を通して自主保安体制を確立する。 |
| 一般用電気工作物 | (電気事業法第57条、57条の2及び89条) ◆ 中国電力ネットワーク(株)又はその委託を受けた(一財)中国電気保安協会等登録調査機関が施設の調査を行い、危険箇所の早期発見に努める。 |

【達成目標】

○電気工作物の災害予防の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第2項 電力の安定供給の災害予防対策

電力設備の形成に当たっては、主要地区に供給する送電系統の多ルート化等、信頼度の向上を図ったものとするが、これの災害予防措置としては、電気設備技術基準と防災業務計画により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また台風の襲来、洪水のおそれなど非常災害が予測される場合は、必要に応じ次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止、又は拡大防止に努める。

- ◆ 強風対策
- ◆ 洪水対策
- ◆ 塩害対策
- ◆ 高潮対策
- ◆ 地盤沈下対策
- ◆ 土砂崩れ対策
- ◆ 雪害対策

【達成目標】

○電力の安定供給に向けた対策の推進を図る。

第3項 電気用品の災害予防対策

電気用品の安全確保に向けた措置事項を以下に示す。

(電気用品安全法)

| | |
|--------------------------------|---|
| 知事又は市長 | (電気用品安全法第46条、電気用品安全法施行令第5条) ◆ 立入検査—知事又は市長の委任を受けた職員は、販売事業者の事務所、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。 |
| 経済産業大臣 (又は中国四国産業 保安監督部長) | (電気用品安全法第3条、5条、11条、12条、42条の5(経済産業大臣のみ)、46条及び46条の2) ◆ 経済産業大臣(又は中国四国産業保安監督部長)は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造(又は輸入)の事業を行う者の届出の受理、工場等の立入検査を行い、業務の方法の改善、表示の禁止、電気用品の提出、その他必要な措置を電気用品製造(又は輸入)事業者に命ずることができる。 |

【達成目標】

○電気用品の災害予防の強化に向けて、事業所や店舗への立入検査等を実施し、安全確保に向けた予防対策を実施する。

第4項 感電事故等の防止対策

感電事故発生時の安全確保及び被害軽減に向けた措置事項を以下に示す。

| | |
|--------------------------------|--|
| 経済産業大臣 (又は中国四国産業 保安監督部長) | (電気関係報告規則第3条) ◆ 電気事業者及び自家用電気工作物設置者に対し、事故報告に基づき、事故の再発防止の指導を行う。 |
| 労働局 | (労働安全衛生規則第2編第5章) ◆ 停電作業及び活線作業における災害の防止 |

【達成目標】

○電気工作物及び電気用品の災害予防の強化に向けて、安全第一主義を徹底させる予防対策を実施する。

第3節 地下埋設物災害予防対策

主な担当関係部署：上下水道局、道路課

主な担当関係機関：中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター、西日本電信電話(株)山口支店、山口合同ガス(株)防府支店、山口労働基準局、県、工事施工者

工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、第二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る。

現状と課題

工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、第二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る必要がある。

基本方針

- 工事現場における地下埋設物施設の安全管理体制の強化を図る。
- 工事現場の連絡体制・緊急対策方法等を強化する。

具体的な取組と達成目標

第1項 工事現場における安全対策の推進

工事現場における安全対策として、以下の対策を進める。

【実施体制】

| | |
|--------------|---------------------------------|
| 安全管理組織 | ◆ 組織図を作成し、責任の明確化を図る。 |
| 現場責任者の指定 | ◆ 責任者を指定し、現場における工事の施行に関する指揮をとる。 |
| 非常事態における緊急措置 | ◆ 緊急時における分担区分と動員計画を確立する。 |

【安全対策】

| | |
|--------------------|--|
| 工事施工に係る安全対策 | ◆ 工事施工に当たっては、道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、また、工事施工者においても監督を行う。 |
| 地下埋設物管理者との協定 | ◆ 地下埋設物については、各管理者と協定又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。 ◆ 工事については、試験掘等を行い、その位置を確認し、埋設物（特に電気・ガス・通信）に接近した場所での作業は、各管理者の立会いを求める等の措置を講じ、安全の確保に努める。 |
| 他の施工工事との連絡協調 | ◆ 道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い工事の施行中においても連絡を密にして協調を図る。 |
| 沿道住民への通報体制 | ◆ 緊急時において、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。 |
| 各種防災用具の着用又は備付場所の標示 | ◆ 消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。 |

| | |
|---------------|--|
| 工事現場の巡回及び点検 | ◆ 工事現場は、常に巡回を行うとともに保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やかに改善等の措置を行わせる。 |
| 応急資機材の確保 | ◆ 必要な資機材は、現場近くに準備し、緊急時に備える。 |
| 防災訓練の実施 | ◆ 工事の進行に伴い、予想される災害を想定して関係機関と合同による防災訓練を実施する。 |
| 土木建設関係者に対する周知 | ◆ 土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・ガス・通信施設による災害を防止するため電力・通信ケーブル及びガス管の敷設状態埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、電気・ガス・通信事故防止に当たっての注意事項の徹底を図る。 |

【達成目標】

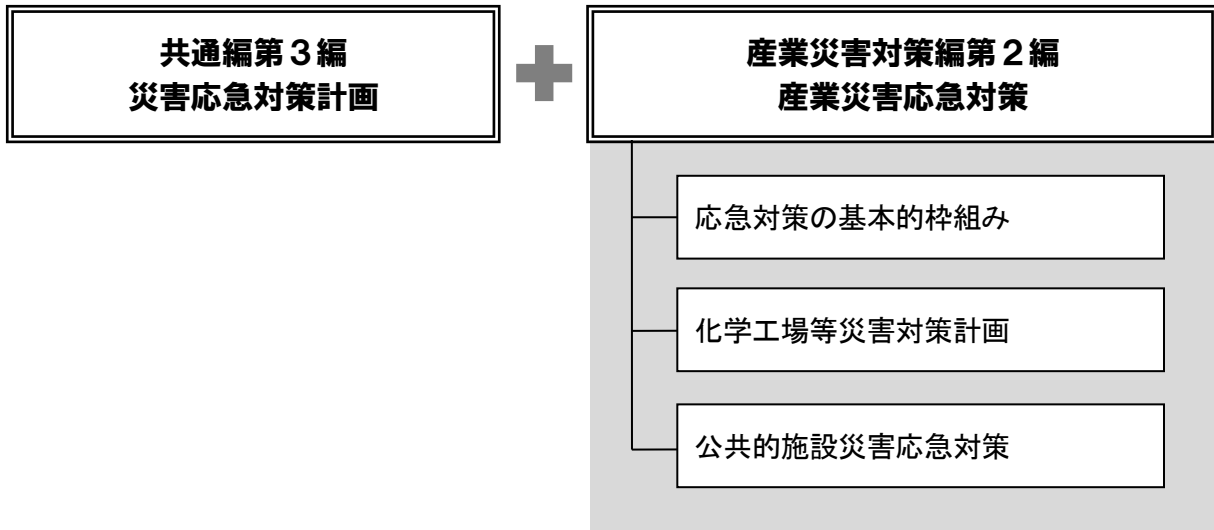
○工事施工業者に対し、安全第一での業務遂行の徹底を求め、防災の研修を促すなどの指導を強化する。

第2編 産業災害応急対策

第1章 応急対策の基本的枠組み

市防災計画「産業災害対策編」は、産業災害への対策に特化した計画書であり、産業災害発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき応急対策は、市防災計画「共通編 第3編 災害応急対策計画」によることを基本とし、そのほかに、産業災害に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な応急対策の実施を目指すものである。



第2章 化学工場等災害対策計画

第1節 石油類等の保安対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等の各種災害が発生した場合、市（消防本部）、県、防災関係機関及び関係団体は直ちに、消火活動、流出した油等の拡散防止と除去、付近住民の安全確保等を図り、被害の拡大を防止する応急対策の実施に努める。

活動方針

○市、県並びに防災関係機関は、石油類等の災害発生時は速やかに応急措置を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

| 活動項目 | 直後 | 30分～ | 2時間～ | 24時間～ | 72時間～ | 1週間～ |
|-------------|----|------|------|-------|-------|------|
| 1 石油類等の保安対策 | | | | | | |

具体的な活動内容

危険物貯蔵タンクなどでの石油類の取り扱い上で事故が発生した場合、施設の所有者及び管理者又は占有者並びに市、県、警察及び徳山海上保安部は、直ちに次の応急措置を実施する。

| 実施機関 | 応急措置の内容 |
|------------------------|---|
| 施設の所有者及び管理者又は占有者（指導方針） | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害状況を市及び県へ連絡する。 ◆ 発災後速やかに職員の参集、情報連絡体制の確立、市本部設置等必要な体制をとる。 ◆ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。 ◆ 的確な応急点検、応急措置等を講ずる。 ◆ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。 ◆ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。 <p style="text-align: right;">（消防法、危険物の規制に関する政令）</p> |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県へ災害発生について、直ちに通報する。 ◆ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び市本部の設置等必要な体制をとる。 ◆ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。（消防法第12条の3） ◆ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、火災警戒区域の設定及び区域内住民に対する避難 |

| | |
|----------------|---|
| | <p>指示等を行う。(消防法第23条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災の防御は、市の消防機関が実施するが、火災の状況、規模及び危険物の種類により、近隣市又は県内の消防本部から化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。 ◆ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。 ◆ さらに消防力を必要とする場合には、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請の要求を行うとともに、必用資機材の確保等について応援を要請する。また必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。 ◆ 専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。 危険物の規制(消防法、危険物の規制に関する政令) 危険物災害応急対策全般(消防法、災対法) |
| <p>県</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国へ災害発生について速やかに通報する。 ◆ 国から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。 ◆ 地元市町の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援するよう要請する。 ◆ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。 ◆ 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。 ◆ 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。 ◆ 専門技術を持つ人材等を活用して、施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。 危険物災害応急対策全般(災対法) |
| <p>防府警察署</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 県、市及び市消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定、付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。 ◆ 市長からの要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(事前措置) (災対法、警察官職務執行法) |
| <p>徳山海上保安部</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地港湾への危険物積載船舶等の入港を制限し、又は禁止する。 ◆ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。 ◆ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊の制限、禁止措置又は停泊地を指定する。 ◆ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し同所有者等による救出措置を指導するとともに必要に応じて船艇による安全な場所への救出措置を講じる。 ◆ 海上における消火活動を行うが、さらに可能な場合は、必要に応じ、市及び県の活動を支援する。 (港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法) |

なお、化学消防車及び化学消火剤の所在状況は、資料編のとおりとする。

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 資料編 [危険物の所在] | |
| ● | 10-2-1 危険物貯蔵タンクの所在状況(容量100キロリットル以上) |
| ● | 10-2-2 給油取扱所所在状況 |
| ● | 10-2-3 ガス事業者 |

第2節 火薬類の保安対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署、県（産業政策課）

火薬類の事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがある場合、市（消防本部）、県、防災関係機関及び関係団体は、直ちにその有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

○市、県並びに防災関係機関は、火薬類等の災害発生時は速やかに応急措置を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

| 活動項目 | 直後 | 30分～ | 2時間～ | 24時間～ | 72時間～ | 1週間～ |
|------------|----|------|------|-------|-------|------|
| 1 火薬類の保安対策 | | | | | | |

具体的な活動内容

火薬の取り扱い上で事故が発生した場合、火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者並びに市、県、警察、産業保安監督部及び徳山海上保安部は、直ちに次の応急措置を実施する。

（火薬類取締法）

| 実施機関 | 応急措置の内容 |
|--|--|
| 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者（指導方針） | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり、見張を厳重にする。 ◆ 危険又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。 ◆ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、本部に防火措置を講じるとともに、必要によっては、付近住民に避難の警告を行う。 ◆ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。 ◆ この他第1項の場合に準じた措置を講じる。 |
| 知事（産業政策課）・市長（消防本部） （火薬類取締法施行令第16条により知事が行うこととされる経済産業大臣の権限に属する事項も含む。） | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じる。 ◆ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬消費又は廃棄を一時禁止し、若しくは制限する。 ◆ 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。 ◆ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。 <p>（注）緊急措置命令（火薬類取締法第45条） 経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、船舶、航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要であると認めるときは、前記の措置について緊急措置命令を発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ この他、第1節の場合に準じた措置を講ずる。 |
| 防府警察署 | ◆ 第1節に準じる。 |
| 徳山海上保安部 | ◆ 第1節に準じる。 |

第3節 高圧ガスの保安対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署、県（消防保安課）

高圧ガスの事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがある場合、市（消防本部）、県、防災関係機関及び関係団体は、直ちにその有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

〇市、県並びに防災関係機関は、高圧ガス等の災害発生時は速やかに応急措置を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

| 活動項目 | 直後 | 30分～ | 2時間～ | 24時間～ | 72時間～ | 1週間～ |
|-------------|----|------|------|-------|-------|------|
| 1 高圧ガスの保安対策 | | | | | | |

具体的な活動内容

高圧ガス関連施設などで事故が発生した場合、その製造業者等及び県、警察、産業保安監督部及び徳山海上保安部は、直ちに次の応急措置を実施する。

(高圧ガス保安法)

| 実施機関 | 応急措置の内容 |
|--|--|
| 高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「製造業者等」という。） (指導方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 製造施設又は消費施設が危険状態になったときは、製造若しくは消費の作業を中止し、製造若しくは消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。 ◆ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、若しくは容器を安全な場所に移す。 ◆ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。 ◆ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。 ◆ この他第1項の場合に準じた措置を講じる。 |
| 知事（防災危機管理課） | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。 ◆ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ◆ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命じる。 <p>(注) 緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条） 経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合は、前記の措置について緊急措置命令を発する。</p> |
| 防府警察署 | ◆ 第1節に準じる。 |
| 徳山海上保安部 | ◆ 第1節に準じる。 |

第4節 放射性物質の保安対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署

放射性物質の所在施設などで放射性物質の漏えい事故等が発生し、被害の発生又はそのおそれがある場合、市（消防本部）、県、防災関係機関及び関係団体は、直ちにその有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

○市、県並びに防災関係機関は、放射性物質の災害発生時は速やかに応急措置を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

| 活動項目 | 直後 | 30分～ | 2時間～ | 24時間～ | 72時間～ | 1週間～ |
|--------------|----|------|------|-------|-------|------|
| 1 放射性物質の保安対策 | | | | | | |

具体的な活動内容

放射性物質の所在施設などで放射性物質の漏えい事故等が発生した場合、放射性物質を所有・管理している施設の所有者及び管理者並びに市、県、警察及び徳山海上保安部は、直ちに次の応急措置を実施する。

| 実施機関 | 応急措置の内容 |
|--|---|
| 施設の所有者及び管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 放射性物質による環境の汚染等の発生又は発生のおそれがある場合は、国（山口労働基準監督署、徳山海上保安部）、警察、市等に通報する。 ◆ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。 |
| 市（消防機関） | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事故等の発生又は発生のおそれがあると通報があった場合は、直ちに県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。 ◆ 人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難指示等を行う。 ◆ 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 ◆ 消防活動及び救助活動については、「防府市特殊災害活動マニュアル」により実施し、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考にする。 |
| 県（防災危機管理課・環境政策課・厚政課・医務保険課・地域医療推進室・健康増進課） | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事故等の発生又は発生のおそれがあると通報があった場合、直ちに国（消防庁）へ通報する。 ◆ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。 ◆ 放射性物質使用病院で被害が発生した場合、観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。 ◆ 放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、必要な医療機関の確保又はあっせんを行う。 |

| | |
|---------|--|
| 防府警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事故等の発生又は発生のおそれがあると通報があった場合、警察庁及び県へ通報する。 ◆ 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。 |
| 徳山海上保安部 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地港湾への船舶の入港を制限し、又は禁止する。 ◆ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。 ◆ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行及び停泊を禁止するか、又は停泊地を指定する。 ◆ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し安全な場所への救出措置を講じる。 ◆ 海上におけるモニタリングに関し、知事から要請があったときは、船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。 |

資料編 [危険物の所在]

● 10-2-4 放射性物質の所在状況

第5節 特定物質による事故対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：県、企業

特定物質を発生する施設を有する工場又は事業場など特定施設において事故等が発生し、被害が発生又は発生のおそれがある場合、市、県、防災関係機関、企業等は、直ちにその有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

○市、県並びに防災関係機関は、特定物質による事故災害発生時は速やかに応急措置を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

| 活動項目 | 直後 | 30分～ | 2時間～ | 24時間～ | 72時間～ | 1週間～ |
|---------------|----|------|------|-------|-------|------|
| 1 特定物質による事故対策 | | | | | | |

具体的な活動内容

特定物質を発生する施設を有する工場又は事業場など特定施設において故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出された時には、その特定物資を排出した企業及び知事は、直ちに次の措置を実施する。

| 実施機関 | 応急措置の内容 |
|-------------|--|
| 特定物資を排出した企業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害の拡大防止及び施設の復旧措置 ◆ 知事に対する事故状況の届出 |
| 知事 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 上記「知事に対する事故状況の届出」その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに常時監視局により大気汚染の状態を把握し、企業に対して事故の拡大又は再発防止のため必要な措置について協力を求め、又は勧告するとともに関係機関と協調して必要な応急対策を実施する。 ◆ この他、第1節の場合に準じた措置を講ずる。 |

第6節 毒物劇物による事故対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署

毒物劇物の取扱上で事故が発生し、被害の発生又は発生のおそれがある場合、市、県、防災関係機関及び関係団体は直ちに、その有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

○市、県並びに防災関係機関は、毒物劇物による事故災害発生時は速やかに応急措置を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

| 活動項目 | 直後 | 30分～ | 2時間～ | 24時間～ | 72時間～ | 1週間～ |
|---------------|----|------|------|-------|-------|------|
| 1 毒物劇物による事故対策 | | | | | | |

具体的な活動内容

毒物劇物製造所などでの毒物劇物の取り扱い上で事故が発生した場合、毒物劇物の取扱者及び市、知事、防府警察署、徳山海上保安部は、直ちに次の応急措置を実施する。

| 実施機関 | 応急措置の内容 |
|---------------------------------|--|
| 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者 | (毒物及び劇物取締法第16条の2) <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事故の状況を山口健康福祉センター、防府警察署又は消防機関に直ちに届け出る。 ◆ 保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。 ◆ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。(指導方針) この他第1節の場合に準じた措置を講じる。 |
| 市長又は知事(薬務課) | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難指示等をする。 ◆ 中和剤等の資材が不足するときは、その収集あっせんを行う。 この他第1節の場合に準じた措置を講じる。 |
| 防府警察署 | 県及び市消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定、付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。 |
| 徳山海上保安部 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。 ◆ 毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。 ◆ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行及び停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。 ◆ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。 |

資料編 [危険物の所在]

- 10-2-9 毒物劇物製造所一覧

第3章 公共的施設災害応急対策

第1節 一般ガス・簡易ガス漏れ事故等に係る応急対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：防府警察署、山口合同ガス株式会社防府支店

ガスもれ等による災害が発生した場合は、直ちに連絡・通報を行い、事故の状況に応じた措置を行い、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

〇市、県並びに防災関係機関は、連携して各種の応急対策を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

| 活動項目 | 直後 | 30分～ | 2時間～ | 24時間～ | 72時間～ | 1週間～ |
|--------------------|----|------|------|-------|-------|------|
| 1 一般ガス漏れ事故等に係る応急対策 | | | | | | |
| 2 簡易ガス漏れ事故等に係る応急対策 | | | | | | |

具体的な活動内容

第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策

ガスによる事故等が発生した場合、山口合同ガス株式会社は、直ちに次の応急対策を実施する。

1 緊急時の連絡及び出動体制の確立

あらかじめ定めた出動体制、連絡体制等を確立し、直ちに行動する。

2 消防本部、警察及び関係官署への連絡・通報

事故の状況、内容により消防本部、警察及び関係官署に連絡し、協力・指示を求める。

3 事故発生時の措置

- ◆ 初動措置は、事故の状況に応じ適切な措置を講じる。
- ◆ ガス事故により災害が拡大・波及するおそれがある事故については、交通規制等により、事故拡大の防止に努める。

4 供給停止の場合の措置

- ◆ やむを得ずガスの供給を停止する場合には、供給先に周知徹底を図り二次災害の防止に努める。
- ◆ 供給停止後は、早期に供給が再開されるよう努める。

5 消防本部、警察及び関係官署への連絡・通報

事故の状況・内容により消防本部、警察及び関係官署に連絡し、協力・指示を求める。

第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

ガスによる事故等が発生した場合、ガス事業者（旧簡易ガス事業者）は、ガス事業者(旧一般ガス事業者)に準じた応急対策をとる。

なお、一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

第2節 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

主な担当関係機関：防府警察署、山口県LPガス協会防府徳地支部

液化石油ガスについて、ガス漏れ等による災害が発生した場合は、直ちに連絡・通報を行い、事故の状況に応じた措置を行い、被害予防及び応急対策の実施に努める。

活動方針

〇市、県並びに防災関係機関は、連携して各種の応急対策を実施し、市民の生命及び財産の保全に努める。

主な活動と実施期間

| 活動項目 | 直後 | 30分～ | 2時間～ | 24時間～ | 72時間～ | 1週間～ |
|---------------------|----|------|------|-------|-------|------|
| 1 液化石油ガス漏れ事故に係る応急対策 | | | | | | |

具体的な活動内容

「ガス漏れ事故等」が発生した場合、ガス消費者、ガス供給業者（液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。）、保安機関、市（消防本部）、警察、県（防災危機管理課）、中国四国産業保安監督部（保安課）は、直ちに次の応急対策を実施する。

| 実施機関 | 応急措置の内容 |
|---------|--|
| ガス消費者 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ ガス漏れ事故等を発見したとき又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者、保安機関又は消防機関に通報する。 ◆ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。 |
| ガス供給業者 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。 ◆ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ市（消防機関）と協議した事項に基づいて、市（消防機関）に必要な応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。 ◆ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。 |
| 保安機関 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ ガス消費者等から通報があったとき又は自らが発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。 |
| 市（消防本部） | <ul style="list-style-type: none"> ◆ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。 ◆ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じる。 |
| 警察 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり被害の拡大防止に努める。 |

| | |
|------------|--|
| 県（防災危機管理課） | <ul style="list-style-type: none">◆ 事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努める。◆ その他第3節の場合に準じた措置を講ずる。 |
|------------|--|

※「ガス漏れ事故等」は、ガス漏れ事故、ガス漏れの疑いの通報のあったもの、ガス爆発事故、ガス火災、故意によるガス放出事故、その他対応を必要とするガス事故をいう。

